

# 「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

|             |  |
|-------------|--|
| 席<br>番<br>号 |  |
|-------------|--|

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を( )内に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十一人以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)  
( × )
2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、事業者は、災害その他の事故により乗車券を滅失した場合以外には、乗車券の再発行をしてはならない。  
(標準運送約款第9条)  
( × )
3. 運送引受書の記載事項である「運行の開始及び終了の地点及び日時」のうち、「地点」は運行に係る事業用自動車の車庫を、「日時」は当該車庫からの出庫及び帰庫の日時をいう。  
(運輸規則第7条の2、解釈・運用通達)  
( ○ )
4. 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から七年を経過していない者は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けることができない。(道路運送法第7条)  
( × )
5. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、一般旅客自動車運送事業者に対し、運送約款を変更することを命ずることができる。(道路運送法第31条)  
( ○ )

6. 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。  
(道路運送法第10条) ( ○ )
7. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送  
(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。(道路運送法第20条)  
( ○ )
8. 統括運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定し  
なければならない。(車両法施行規則第32条)  
( × )
9. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表  
示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)  
( ○ )
10. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を自動車車庫において公衆に見やすいように掲示しな  
なければならない。(道路運送法第12条)  
( × )
11. 事業者はその事業を廃止したときは、その日から三十日以内に届け出なければならない。  
(道路運送法第38条) ( × )
12. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。  
(道路運送法第36条) ( ○ )
13. 事業者は、法令の規定による通知に従い、国土交通大臣に対し、負担金を納付する義務を負う。  
(道路運送法第43条の15) ( × )
14. 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはなら  
ない。(運輸規則第21条)  
( ○ )
15. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から三年間保存し  
なければならない。(運輸規則第7条の2)  
( × )

II. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

- 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(セ)で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる(ス)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その(オ)及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を(サ)において(ア)保存しなければならない。

|        |        |         |       |          |
|--------|--------|---------|-------|----------|
| ア. 三年間 | イ. 一年間 | ウ. 経路   | エ. 教育 | オ. 日時、場所 |
| カ. 報告  | キ. 車庫  | ク. 精神   | ケ. 通達 | コ. 電子媒体  |
| サ. 営業所 | シ. 基準  | ス. 運転技術 | セ. 告示 | ソ. 指導監督  |

III. 貸切バスの交代運転者の配置基準に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則21条、解釈・運用通達)

- 夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、(イ)を超えないものとする。
- 夜間ワンマン運行の実車運行区間において、連続運転時間は、運行指示書上、概ね(カ)までとする。
- 昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、(ケ)までとする。ただし、当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上(分割する場合は、1回連続20分以上)の休憩を確保している場合にあつては、(サ)を超えないものとする。
- (ソ)運行の連続乗務回数は、4回(一運行の実車距離が400kmを超える場合にあつては、2回)以内とする。

|          |         |          |          |           |
|----------|---------|----------|----------|-----------|
| ア. 6時間   | イ. 9時間  | ウ. 3時間   | エ. 1時間   | オ. 昼間ワンマン |
| カ. 2時間   | キ. 4時間  | ク. 300km | ケ. 500km | コ. 全日ワンマン |
| サ. 600km | シ. 16時間 | ス. 8時間   | セ. 400km | ソ. 夜間ワンマン |

IV. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| ① 営業所の位置の変更     | ( ○ ) |
| ② 自動車車庫の収容能力の変更 | ( ○ ) |
| ③ 主たる事務所の位置の変更  | ( × ) |
| ④ 休憩仮眠施設の位置の変更  | ( × ) |
| ⑤ 営業区域の縮小       | ( ○ ) |

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、( コ ) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・( イ ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の( エ ) するおそれがあるものであるとき。
- ・特定の旅客に対し不当な( キ ) 取扱いをするものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な( ソ ) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

|       |           |          |          |       |
|-------|-----------|----------|----------|-------|
| ア. 条件 | イ. 社会的経済的 | ウ. 公共の福祉 | エ. 利益を阻害 | オ. 需要 |
| カ. 違反 | キ. 差別的    | ク. 変更    | ケ. 協議会   | コ. 期限 |
| サ. 適合 | シ. 利便を向上  | ス. 優先的   | セ. 連携    | ソ. 競争 |

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. （ ）法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。（道路運送法第2条）

答. 道路運送

2. 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の（ ）を確保することに努めなければならない。（運輸規則第2条）

答. 利便

3. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（道路運送法第33条）

答. 名義

4. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。（運輸規則第3条）

答. 一年

5. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、（ ）の負担とします。（標準運送約款第14条）

答. 契約責任者／旅客